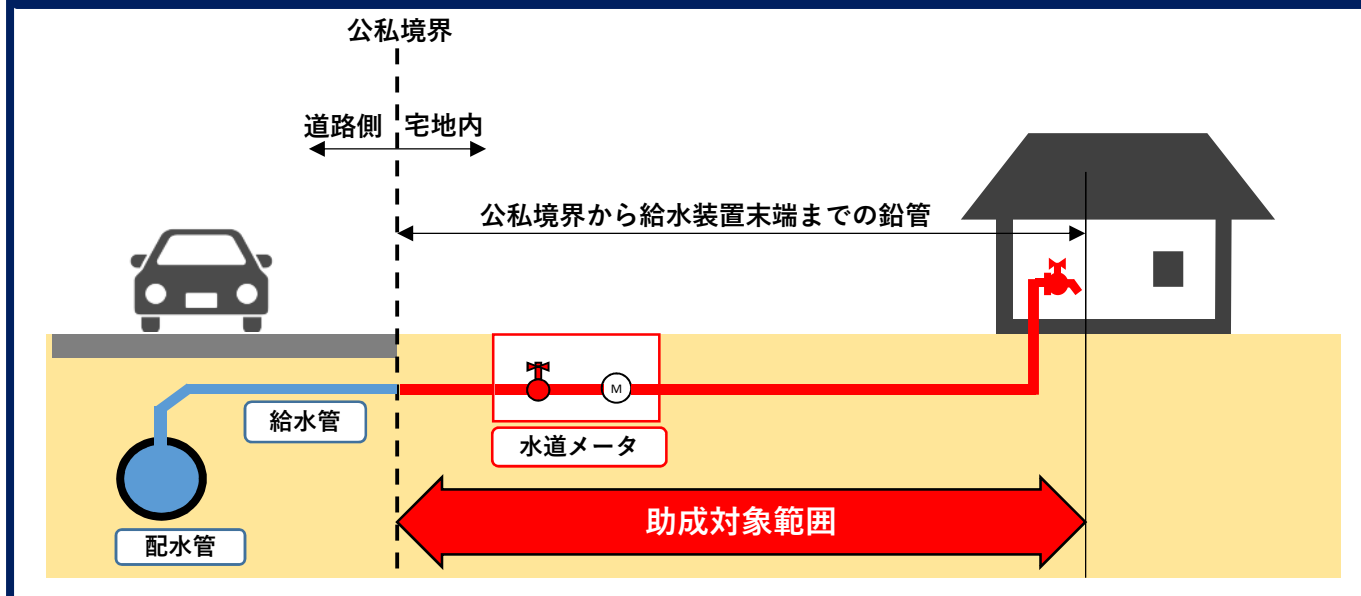


# 鉛製給水管取替工事助成制度

公私境界から給水装置末端（じゃ口）までの宅地内で使用している鉛製給水管（鉛管）を取り替える工事を実施するとき、工事代金の一部を助成する制度です。

## 助成対象範囲



## 鉛製給水管取替工事助成制度の内容

### 【対象工事】

- (1) 名古屋市上下水道局の給水区域内における工事であること。
  - (2) 公私境界から給水装置末端（じゃ口）までの間に残存する鉛管の全部又は一部を、鉛管以外のものに取り替える工事であること。
  - (3) 指定工事店（名古屋市指定給水装置工事事業者）が施工する工事であること。
- 建築物の建替えに伴い、給水装置を全面的に改造する工事は対象外となります。

### 【補助金額】

鉛管を取り替える工事費用（注）の2分の1を助成します。補助金額の上限は20万円です。  
（注）工事費用は名古屋市上下水道局の基準により算出します。

### 【期間】

- 令和6年4月1日から令和7年3月10日
- 事前申請、工事の施行及び工事完了届の提出を上記期間内に実施してください。

詳しくは名古屋市上下水道局公式ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.water.city.nagoya.jp/category/10600onegai/161064.html>

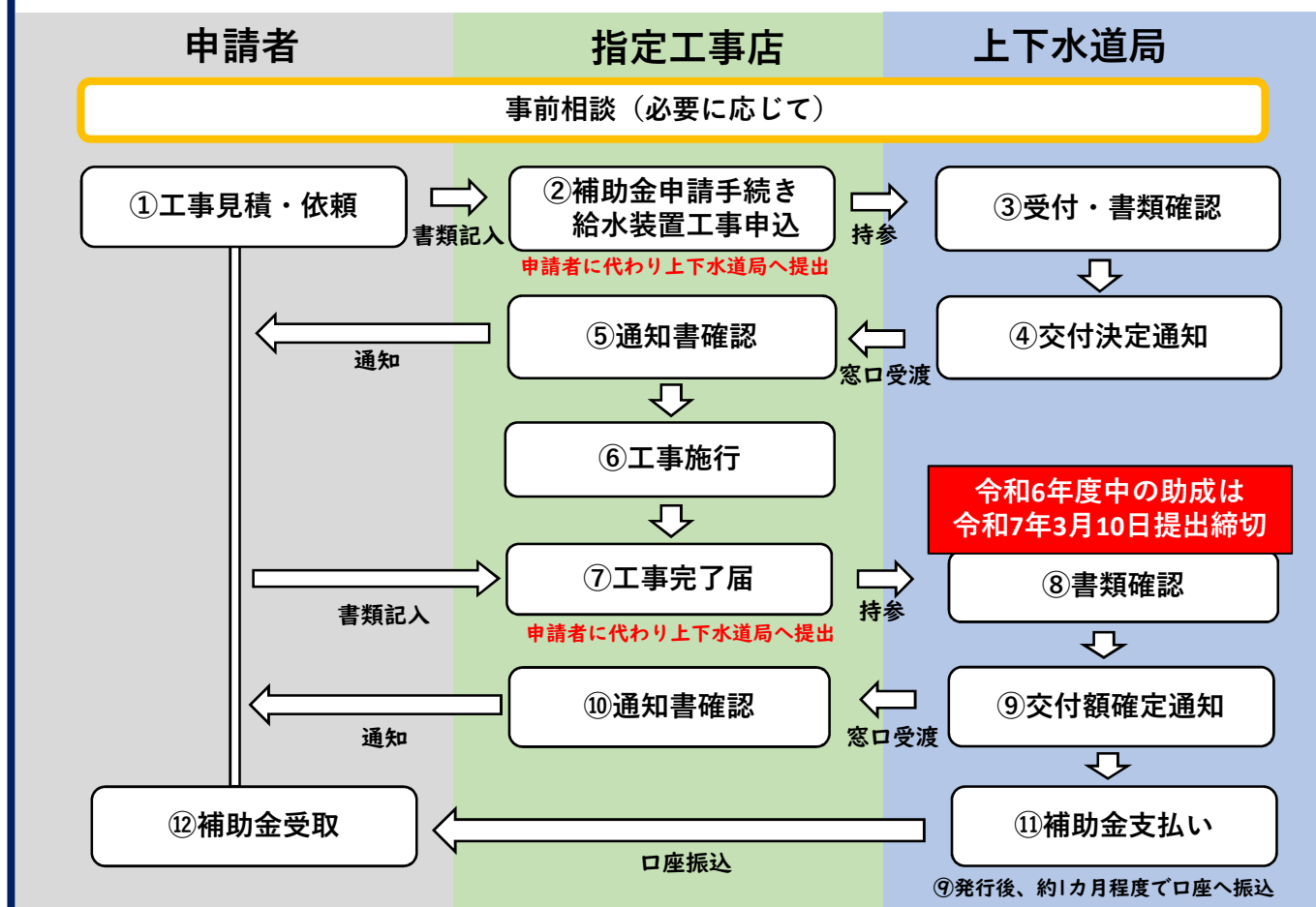


# 手続きの流れ

本制度を利用して鉛管の取り替え工事を検討されるときは、指定工事店に見積等※1を依頼し、確認していただいたうえで工事を依頼してください。

申請に関する手続きは、指定工事店がお客さまの代理として担当営業センター・営業所へおこないます。

※1 工事費の見積は、有料となる場合がありますので、事前に指定工事店へご確認ください。



## 申請書類の提出先・事前相談の問い合わせ先

担当区域	事務所名	住所	連絡先
千種・東・中・守山・名東区	東部営業センター	千種区振甫町3丁目34-2	052-722-8750
熱田・中川・港・南区	西部営業センター	中川区富川町2丁目1	052-352-2511
昭和・瑞穂・天白・緑区	南部営業センター	緑区鳴海町小森45番1	052-899-5155
北・西区、北名古屋市久地野地区	北営業所	北区田幡二丁目4-5	052-981-2556
中村区、清須市（春日地区を除く） あま市甚目寺地区、大治町	中村営業所	中村区黄金通1丁目20-7	052-483-1411

## 助成制度についての問い合わせ先

事務所名	住所	連絡先
給排水設備課	中区三の丸三丁目1-1	052-972-3647